

第500回茨城海区漁業調整委員会（第22期初会議）次第

日時：令和3年4月20日（火）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 説明事項

- (1) 委員会の設置、構成、機能と権限について
- (2) 茨城海区漁業調整委員会会議規程等について
- (3) 茨城県海面漁業調整規則について

3 仮議長の選出

4 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

5 会長、会長代理の選出

6 議事録署名人の選出について

委員、 委員

7 議 事

- (1) 議席の決定について
- (2) 令和3年度事業計画について
- (3) 福島・茨城連合海区協議会委員及び千葉・茨城連合海区協議会委員の選出について
- (4) 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について

8 その他

9 閉 会

第22期茨城海区漁業調整委員会委員名簿

任期(R3. 4. 1～R7.3.31)

No.	区 分	氏 名	現 職	連合海区	備 考
1	中立委員	あおき のりあき 青木 憲明	株式会社カスミ商品開発本部 MDチーム 担当マネジャー		
2	漁業者委員	いせまえ ぎひろ 磯前 督宏	那珂湊漁業協同組合 代表理事組合長		
3	漁業者委員	うきみ まさ 宇佐美 正 よし義	久慈浜丸小漁業協同組合 代表理事組合長		
4	漁業者委員	おかだ ひでお 岡田 英男	磯崎漁業協同組合 代表理事組合長		
5	漁業者委員	きむら いさお 木村 勲	久慈町漁業協同組合 代表理事組合長 茨城県無線漁業協同組合 代表理事組合長		
6	漁業者委員	すずき せいとく 鈴木 正特	平潟小型船組合 組合長		
7	漁業者委員	すずき みのる 鈴木 稔	大津漁業協同組合 代表監事		
8	中立委員	せきね たかあき 関根 孝明	特定非営利活動法人大洗海の大学 代表理事		
9	学識委員	たかはし よしあき 高濱 芳明	全国漁業信用基金協会 茨城支所担当理事		
10	漁業者委員	とびた まさみ 飛田 正美	大洗町漁業協同組合 代表理事組合長 茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事会長		
11	漁業者委員	ながおか こうじ 長岡 浩二	鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長		
12	漁業者委員	ねもと きょうこ 根本 経子	茨城県漁協女性部連絡協議会 会長		
13	漁業者委員	ねもと まさあき 根本 正明	川尻漁業協同組合 副組合長理事		
14	中立委員	むらなか ひとし 村中 均	常磐大学総合政策学部経営学科 准教授		
15	学識委員	ひがの じゅん 日向野 純 んや也	一般社団法人マリノフォーラム21 技監		
16	漁業者委員	ゆあさ かずお 湯浅 一夫	はさき漁業協同組合 代表理事副組合長		
17	学識委員	よしだ あきひろ 吉田 彰宏	茨城沿海地区漁業協同組合連合会 専務理事 公益財団法人茨城県栽培漁業協会 代表理事副理事長		

茨城海区漁業調整委員会 令和3年度 年間事業計画(案)

(注) ●… 審議事項 □… 報告事項 ◇… 会議

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
茨城海区漁業調整委員会	委員会指示・許可等	● 初会議	● いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の取扱いについて ● 中型・小型まき網漁業の制限措置等について(諮問) □ 福島・茨城相互入会事務担当者会議の結果について □ 船曳網の漁況経過と今後のシラス漁の見通し	● 福島・茨城相互入会漁業の制限措置等について(諮問) ● かじき釣り(トローリング)大会について ● 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について	● あわび漁業等の特別採捕許可について ● 全漁調連中央要望提案について □ しらすの漁況経過と見通しについて				● しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて □ 漁業権にかかる資源管理状況等について □ かじき釣り(トローリング)大会の結果について	● はえ縄・地びき網漁業の制限措置等について(諮問) ● はえ縄漁業について(委員会指示) ● 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) ● ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示について(海面利用協議会への諮問) ● 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) ● 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) □ ヒラメ資源について □ 鹿島灘はまぐりの資源動向について		● 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(委員会指示) ● ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(委員会指示) ● 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について(委員会指示) ● 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(委員会指示) □ 令和4年冬春期の沿岸漁況予報について	
	資源管理		● 茨城県資源管理方針の変更について(諮問) ● サバ類等の漁獲可能量の設定について(諮問)						● まあじ・まいわしの漁獲可能量の設定について(諮問)			● くらまぐろ等の漁獲可能量の設定について(諮問)	
	会議参加報告			□ 全漁調連総会の結果について					□ 全漁調連東日本ブロック会議の結果について	□ 第35回広域漁業調整委員会の結果について			
福島・茨城	福島・茨城相互入会		〔福島・茨城相互入会事務担当者〕	◇ 小委員会、福島・茨城連合海区協議会(茨城県)									
その他	全国海区漁業調整委員会連合会		◇ 通常総会(東京都)	◇ 事務局長会議(兵庫県)				◇ 東日本ブロック会議(東京都)	◇ 事務局職員研修会(島根県)				
	太平洋広域漁業調整委員会								◇ 第35回委員会 ◇ 太平洋北部会(東京都)			◇ 第36回委員会(東京都)	
	茨城県海面利用協議会			◇ 第14期 初会議 ◇ 第1回茨城海区部会							◇ 第2回茨城海区部会		

※ 第8次栽培基本計画策定にかかる諮問

連 合 海 区 協 議 会 に つ い て

1 福島・茨城連合海区協議会について

福島、茨城県境の地先漁場における両県漁業の相互入会の調整を図るために、昭和31年から開催されています。

- (1) 入会協定 令和元年9月1日～令和3年8月31日（2年ごとに更新）
- (2) 対象漁業 中型まき網漁業、板びき網漁業、自家用餌料板びき網漁業、機船船びき網漁業（しらすひき網、さよりひき網、おきあみひき網）、せん・かご漁業（どう漁業）

2 千葉・茨城連合海区協議会について

千葉、茨城県境の地先漁場における両県漁業の相互入会の調整を図るために、昭和43年から開催されています。

- (1) 入会協定 令和3年3月1日～令和6年2月末日（3年ごとに更新）
（現協定の前は2年）
- (2) 対象漁業 中型・小型まき網漁業、さより船びき網漁業、はえなわ漁業

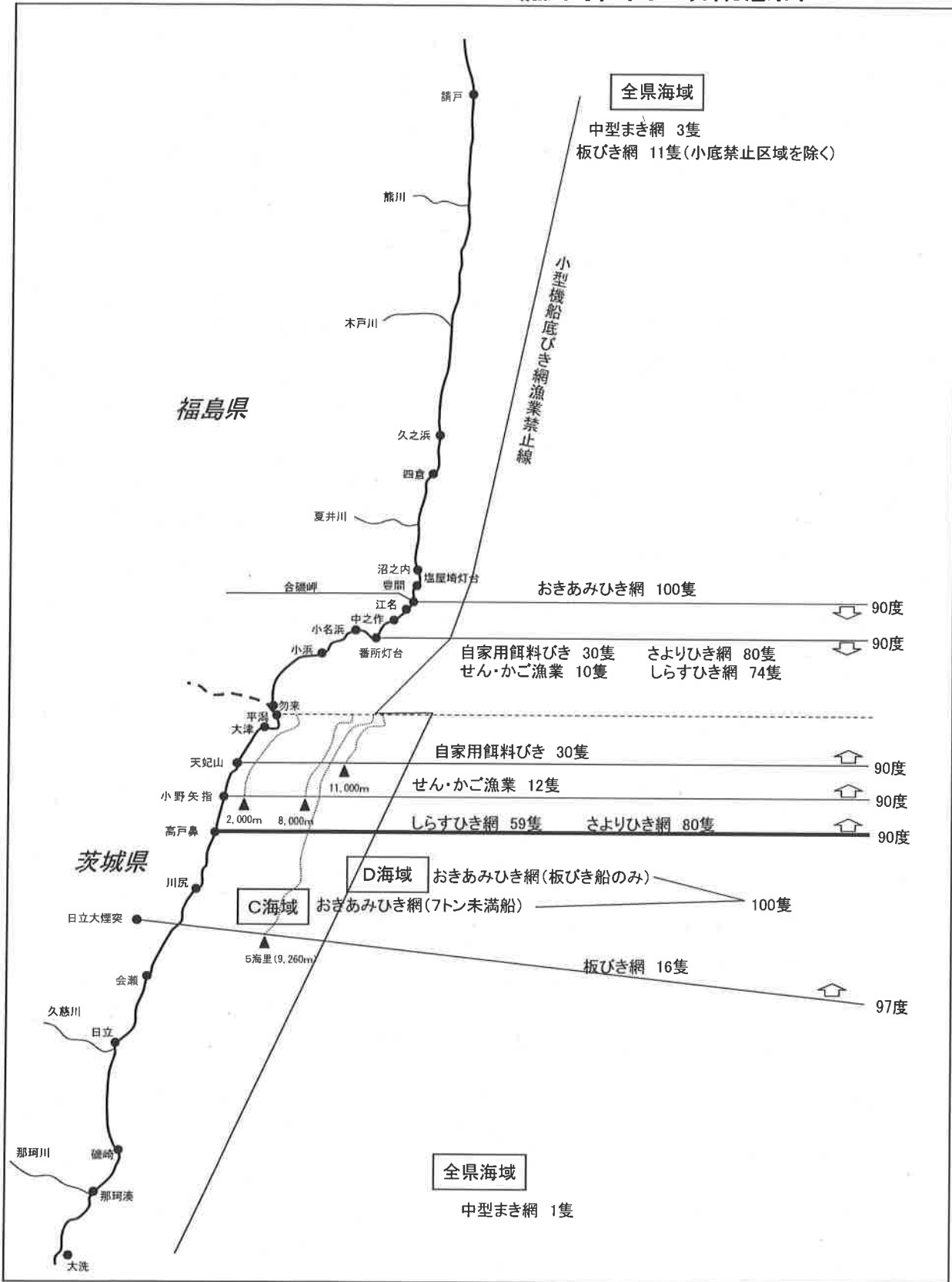
3 協議会の構成について

当委員会からは、関係する委員を選抜して、それぞれ両連合海区協議会の構成員としています。

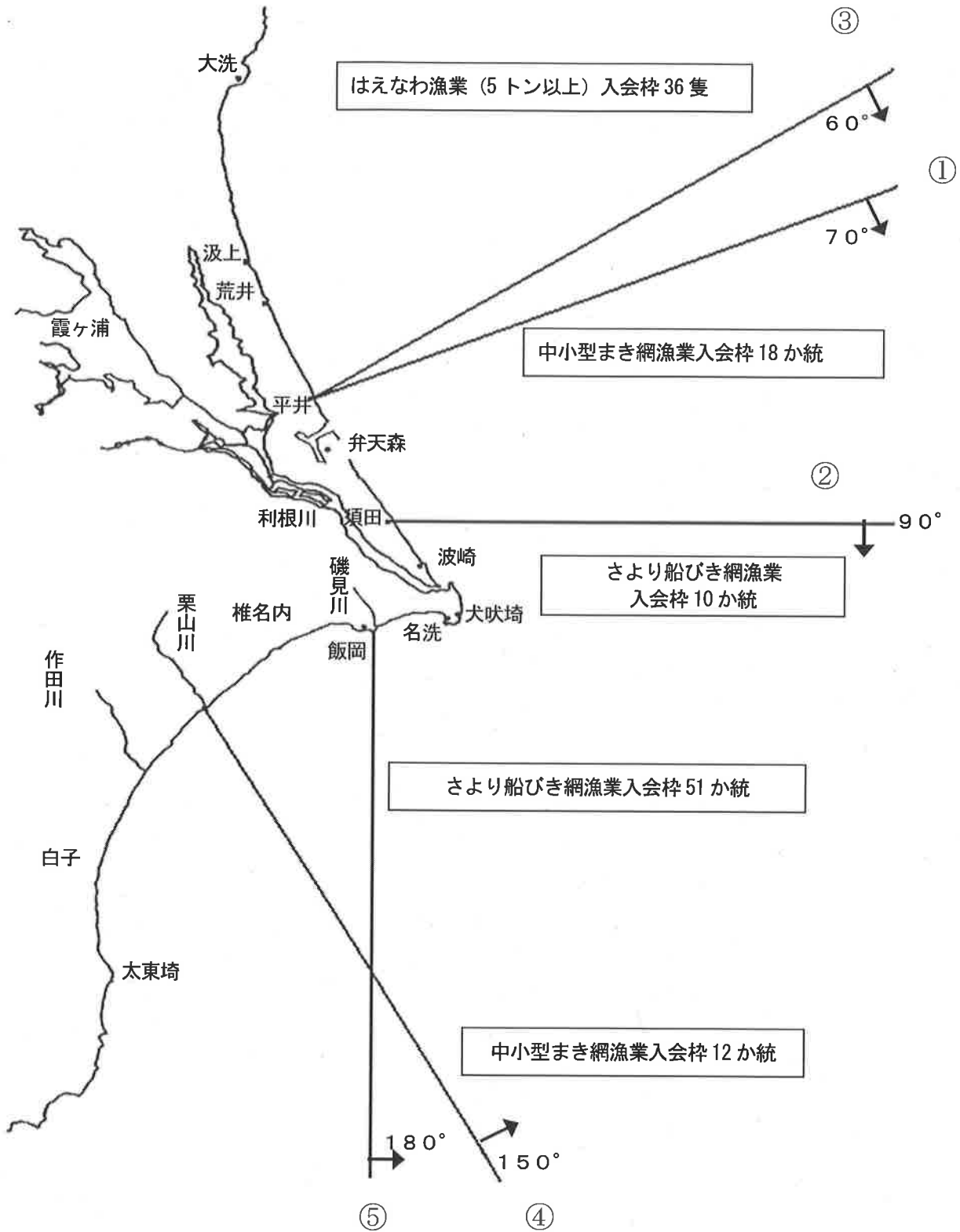
前期連合海区協議会の構成

連 合 海 区	隣 県 委 員	本 県 委 員	北 部 地 区	南 部 地 区	会 長 、 会 長 代 理	計
			(磯崎以北)	(那珂湊以南)		
福島・茨城	9人	8人	6人		2人	17人
千葉・茨城	8人	9人		7人	2人	17人

福島・茨城 相互入会漁業操業区域概念図



千葉・茨城入会漁業操業区域図



広域漁業調整委員会について

1 委員会の設置

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されています。(漁業法第152条)

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。

- ・ 太平洋広域漁業調整委員会 (太平洋北部会、太平洋南部会)
- ・ 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・ 日本海・九州西広域漁業調整委員会 (日本海北部会、日本海西部会、九州西部会)

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行います。

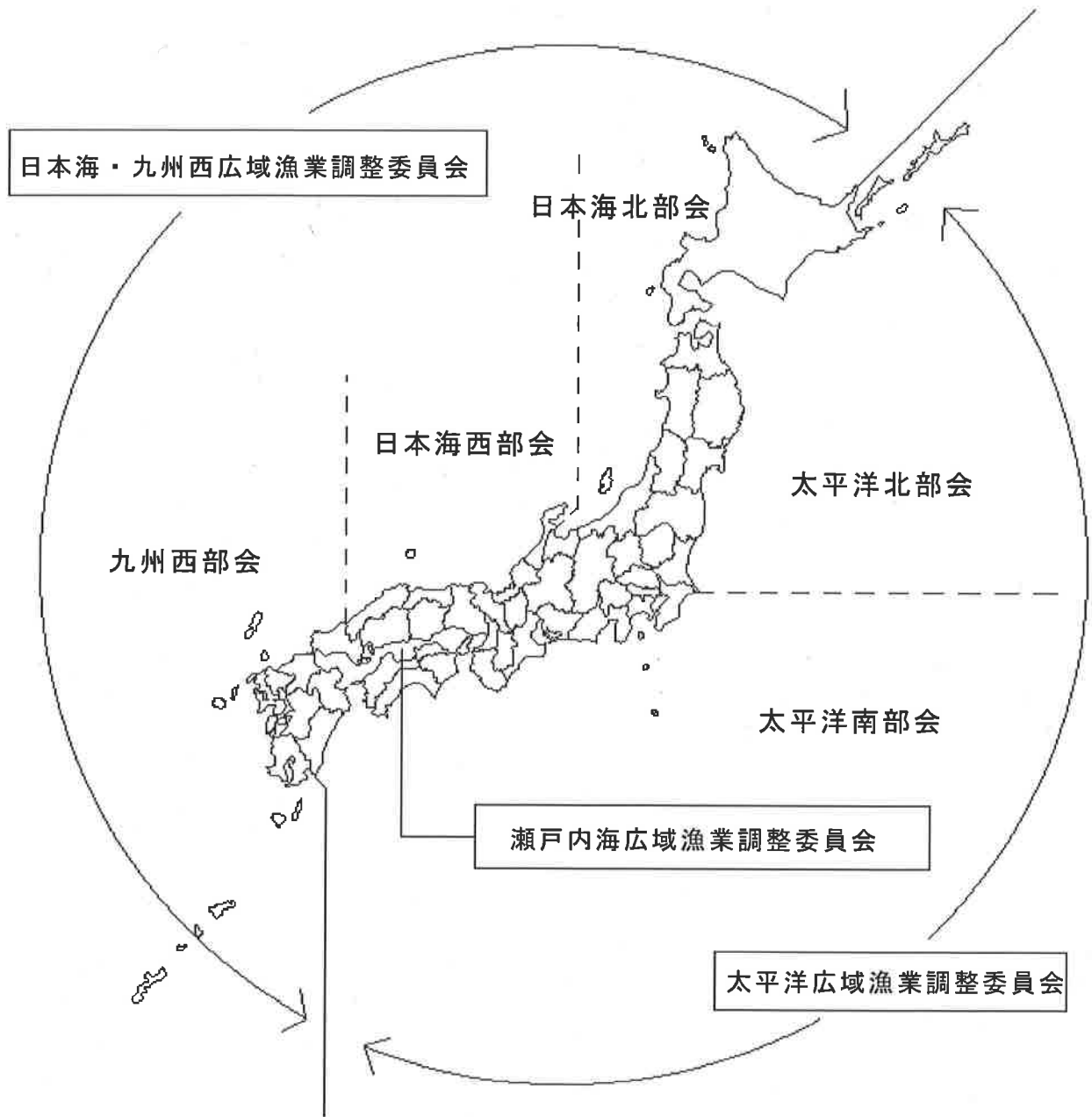
- ①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- ②資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- ③①に関連する漁業調整

3 委員構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者(瀬戸内海除く)並びに学識経験者で構成され、それぞれの構成委員は以下のとおりです。(漁業法第153条)

- ①太平洋広域漁業調整委員会委員数：全28名
(都道府県互選委員18名、農林水産大臣選任委員(漁業を営む者7名、学識経験者3名))
- ②瀬戸内海広域漁業調整委員会数：全14名
(都道府県互選委員11名、農林水産大臣選任委員(学識経験者3名))
- ③日本海・九州西広域漁業調整委員会数：29名
(都道府県互選委員19名、農林水産大臣選任委員(漁業を営む者7名、学識経験者3名))

広域漁業調整委員会の海域区分



広域漁業調整委員会の区分について

広域漁業調整委員会	部会	都道府県	関係海区漁業調整委員会	広域漁業調整委員会の委員構成
太平洋広域漁業調整委員会	太平洋北部会	北海道	渡島、胆振、日高、 釧路・十勝、根室	委員数 28 海区代表 18 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県東部	
		岩手県	岩手	
		宮城県	宮城	
		福島県	福島	
		茨城県	茨城	
	6道県	10海区		
	太平洋南部会	千葉県	千葉	
		東京都	東京	
		神奈川県	神奈川	
静岡県		静岡		
愛知県	愛知			
三重県	三重			
和歌山県	和歌山			
徳島県	徳島			
高知県	高知			
愛媛県	愛媛			
大分県	大分			
宮崎県	宮崎			
12都県	12海区			
瀬戸内海広域漁業調整委員会	瀬戸内海広域漁業調整委員会	和歌山県	和歌山	委員数 14 海区代表 11 学識経験者 3
		大阪府	大阪	
		兵庫県	兵庫県瀬戸内海	
		岡山県	岡山	
		広島県	広島	
		山口県	山口県瀬戸内海	
		徳島県	徳島	
		香川県	香川	
		愛媛県	愛媛	
		福岡県	福岡県豊前	
大分県	大分			
11府県	11海区			
日本海・九州西広域漁業調整委員会	日本海北部会	北海道	石狩・後志、檜山、渡島、 網走、宗谷、留萌	委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県西部	
		秋田県	秋田	
		山形県	山形	
		新潟県	新潟、佐渡	
		富山県	富山	
	6道県	12海区		
	日本海西部会	石川県	石川	
		福井県	福井	
		京都府	京都	
		兵庫県	但馬	
	鳥取県	鳥取		
	島根県	島根、隠岐		
	6府県	7海区		
	九州西部会	山口県	山口県日本海	
福岡県		筑前、福岡県有明		
佐賀県		佐賀県松浦、佐賀県有明		
長崎県		長崎県南部、長崎県北部、 五島、対馬		
熊本県		熊本県有明、天草不知火		
鹿児島県	鹿児島、熊本、奄美大島			
沖縄県	沖縄			
7県	15海区			

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道府県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

都道府県互選委員（第5期）：2017年10月1日～2021年9月30日

区分	氏名	現職	
都道府県互選	北海道 川崎 一好 <small>カワサキ カズヨシ</small>	釧路十勝海区漁業調整委員会会長	
	青森県 竹林 雅史 <small>タケハヤシ マサシ</small>	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 大井 誠治 <small>オオイ セイジ</small>	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 畠山 喜勝 <small>ハタケヤマ ヨシカツ</small>	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 松野 豊喜 <small>マツノ トヨキ</small>	福島海区漁業調整委員会委員	
	茨城県 大川 雅登 <small>オオカワ マサト</small>	茨城海区漁業調整委員会会長	
	千葉県 塩野 健 <small>シオノ タケシ</small>	千葉海区漁業調整委員会会長	
	東京都 有元 貴文 <small>アリモト タカフミ</small>	東京海区漁業調整委員会会長	
	神奈川県 宮川 均 <small>ミヤガワ ヒトシ</small>	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 鈴木 精 <small>スズキ クワシ</small>	静岡海区漁業調整委員会副会長	
	愛知県 船越 茂雄 <small>フナコシ シゲオ</small>	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 掛橋 武 <small>カケハシ タケシ</small>	三重海区漁業調整委員会会長	
	和歌山県 木下 吉雄 <small>キノシタ ヨシオ</small>	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 中野 憲次 <small>ナカノ ケンジ</small>	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 木下 清 <small>キノシタ キヨシ</small>	高知海区漁業調整委員会会長	
	愛媛県 佐々木 護 <small>ササキ マモル</small>	愛媛海区漁業調整委員会会長	
大分県 小野 眞一 <small>オノ シンイチ</small>	大分海区漁業調整委員会副会長		
宮崎県 中島 耕成 <small>ナカシマ コウセイ</small>	宮崎県海区漁業調整委員会委員		
大臣選任	漁業者代表	福島 全良 <small>フクシマ マサヨシ</small>	株式会社福島漁業 代表取締役社長
		鈴木 宏彰 <small>スズキ ヒロアキ</small>	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		清水 三千春 <small>シミズ ミチハル</small>	清洋水産株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣 <small>コサカダ ヒロツグ</small>	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		金澤 俊明 <small>カナザワ トシアキ</small>	岩手県底曳網漁業協会 会長理事
		中田 勝淑 <small>ナカタ カツヒデ</small>	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣 <small>イノウエ ユキノリ</small>	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	学識経験	関 いずみ▲ <small>セキ イズミ</small>	学校法人東海大学 海洋学部 教授
		北門 利英 <small>キタカド トシヒデ</small>	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男 <small>ハナオカ ワカオ</small>	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会 委員名簿

任 期：4年 大臣選任委員：2018年3月13日～2022年3月12日

都道府県互選委員：2017年10月1日～2021年9月30日

区分	氏名	現職	
道県互選	北海道 川崎 一好	釧路十勝海区漁業調整委員会会長	
	青森県 竹林 雅史	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 大井 誠治	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 島山 喜勝	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 松野 豊喜	福島海区漁業調整委員会委員	
	茨城県 大川 雅登■	茨城海区漁業調整委員会会長	
大臣選任	漁業者代表	福島 全良	株式会社福島漁業 代表取締役社長
		鈴木 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		清水 三千春	清洋水産株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		金澤 俊明	岩手県底曳網漁業協会 会長理事
	学識経験	関 いずみ	学校法人東海大学 海洋学部 教授
		北門 利英▲	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は部会長、■は部会長職務代理者

漁業法抜粋（広域漁業調整委員会関係）

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。

第5章 漁業調整に関するその他の措置

（広域漁業調整委員会の指示）

第121条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第183条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2 前条第1項の規定による海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示が前項の規定による広域漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

3 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会に対し、第1項の指示について必要な指示をすることができる。

4 第1項の規定による指示については、前条第4項及び第8項から第11項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項、第8項、第9項及び第11項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第8項中「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」とあるのは「広域漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

読み替え後の第120条（下線部読み替え後）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第60条第1項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第7項に規定する入漁権をいう。次条第1項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

4 第1項の場合において、農林水産大臣は、その指示が妥当でないとする

ときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

8 第1項の指示を受けた者がこれに従わないときは、**広域漁業調整委員会**は、**農林水産大臣**に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 **農林水産大臣**は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、15日を下ることができない。

11 第9項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、**農林水産大臣**は、第8項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

第6章 漁業調整委員会等

(漁業調整委員会)

第134条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は其の設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(所掌事項)

第135条 漁業調整委員会は、其の設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(設置)

第152条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものをいう。

(構成)

第153条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各1人

二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者7人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者3人

3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各1人

二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が

選任した者 7 人

- 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者 3 人
- 4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各 1 人
 - 二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者 3 人

(議決の再議)

第154条 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会の議決が法令に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、理由を示してこれを再議に付することができる。ただし、議決があつた日から一月を経過したときは、この限りでない。

(解散命令)

- 第155条 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会が議決を怠り、又はその議決が法令に違反し、若しくは著しく不当であると認めて水産政策審議会が請求したときは、その解散を命ずることができる。
- 2 前項の規定による農林水産大臣の解散命令を違法であるとしてその取消しを求める訴えは、当事者がその処分のあつたことを知つた日から一月以内に提起しなければならない。この期間は、不変期間とする。

(準用規定)

第156条 第137条第2項から第6項まで、第141条、第143条から第146条まで及び第150条の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。この場合において、第137条第2項ただし書、第4項及び第5項、第141条並びに第144条第1項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第137条第2項中「委員の」とあるのは「太平洋広域漁業調整委員会にあつては第153条第2項第3号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第3項第3号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第4項第2号の委員の」と、第144条第1項中「委員が」とあるのは「第153条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号並びに同条第4項第2号の委員が」と、「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第150条中「第148条第2項の規定により選出された」とあるのは「第153条第2項第1号、同条第3項第1号又は同条第4項第1号の規定により互選した者をもって充てられた」と読み替えるものとする。

準用される規定（下線部読み替え後）

(構成)

第137条

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が太平洋広域漁業調整委員会にあつては第153条第2項第3号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第3項第3号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第4項第2号の委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不相当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
- 4 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

(委員の辞任)

第141条 委員は、正当な事由があるときは、農林水産大臣及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員の任期)

第143条 委員の任期は、4年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(委員の罷免)

第144条 農林水産大臣は、第153条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号並びに同条第4項第2号の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、~~議会の同意を得て、~~これを罷免することができる。

2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることはない。

(委員会の会議)

第145条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第146条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員の失職)

第150条 第153条第2項第1号、同条第3項第1号又は同条第4項第1号の規定により互選した者をもつて充てられた委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなつたときは、その職を失う。

第十章 罰則

第191条 第120条第11項（第121条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

漁業法施行令抜粋（広域漁業調整委員会関係）

（会長の職務）

第13条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議）

第15条 前条の規定は、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。この場合において、同条第1項ただし書及び第2項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（広域漁業調整委員会にあつては、農林水産大臣）」と読み替えるものとする。

読み替え後（下線部読み替え後）

第14条 海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、都道府県知事（広域漁業調整委員会にあつては、農林水産大臣）が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、都道府県知事（広域漁業調整委員会にあつては、農林水産大臣））は、在任委員の三分の一以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して海区漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

3 海区漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。

第16条 法第152条第2項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域について、それぞれ同表の下欄に掲げる海域とする。

太平洋	我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の海域 一 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海岸線における境界点から32度30分に引いた線 二 北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線 三 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 四 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線 五 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（次号において「A点」という。）に至る直線 六 A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（次号において「B点」という。）に至る直線 七 B点から180度に引いた線
日本海・	我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のう

九州西海域	ち、太平洋及び瀬戸内海以外の海域
瀬戸内海	次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海域 一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線 三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る直線

国家行政組織法抜粋（広域漁業調整委員会関係）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第3条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に定めるところによる。

3 省は、内閣の統括の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 第2項の国の行政機関として置かれるものは、別表第1にこれを掲げる。

（審議会等）

第8条 第3条の国の行政機関には、法律の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の期間を置くことができる。

（施設等機関）

第8条の2 第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第8条の3 第3条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前2条に規程するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

農林水産省設置法抜粋（広域漁業調整委員会関係）

第三款 特別の機関

（広域漁業調整委員会）

第33条 漁業法（昭和24年法律第267号）の規定により置かれる太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会は、水産庁に置かれるものとする。